

令和3年度 第12回下野市教育委員会定例会議事録

日 時 令和4年3月14日（月）午後1時30分～午後3時45分

会 場 下野市役所3階 303会議室

出席委員 教 育 長 石崎 雅也 職務代理者 永山 伸一
委 員 熊田 裕子 委 員 石嶋 和夫
委 員 佐間田 香

出席職員 教育次長 近藤 善昭
教育総務課長 上野 和芳
学校教育課長 田澤 孝一
生涯学習文化課長 浅香 浩幸
文化財課長 山口 耕一
スポーツ振興課長 若林 毅
教育総務課課長補佐 神田 晃
学校教育課課長補佐 稲葉 亜希恵
教育総務課主事 慶留間 遥

公開・非公開の別 公開（一部非公開）

傍 聴 者 0 人

報道機関 0 人

議事録（概要）作成年月日 令和4年4月19日

議 事

- 議案第53号 下野市スクールガード・リーダーの委嘱について
- 議案第54号 令和4年度下野市スクールアシスタント採用候補者の承認及び任用について
- 議案第55号 令和4年度下野市教育相談員採用候補者の承認及び任用について
- 議案第56号 下野市学校運営協議会委員の任命について
- 議案第57号 下野市地域学校協働活動推進員の任用について
- 議案第58号 下野市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第59号 下野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則を廃止する規則の制定について
- 議案第60号 下野市立小中学校管理規則の一部改正について
- 議案第61号 下野市就学支援委員会条例施行規則の一部改正について

協議事項

- (1) 下野市人権推進審議会委員の推薦について

報告事項

- (1) 令和4年度教育研究所要覧について
- (2) 令和4年度下野市外国語指導助手派遣者について
- (3) 図書館指定管理者との協定書の締結について

その他

- (1) 令和3年度小中学校卒業記念品の状況報告について

1. 開会
2. 教育長挨拶及び報告

(石崎教育長)

2月18日から本日3月14日までの職務について報告する。

- ・ 2月21日、後期第8回下都賀地区教育長部会が開催された。「中・義務教育学校（後期課程）教諭異動案の確認並びに決定」等が主な内容であった
- ・ 2月22日、令和4年第1回市議会定例会が開会した。会期は、3月17日までの24日間である。2月24日の予算説明の後、2月25日からは一般質問が始まった。教育委員会関係としては「タブレット端末導入後の問題点と改善点について」「学校で有機農産物を利用する取組について」「学校での香り付き製品の使用状況について」「学校教育でのタブレット端末使用が児童・生徒の身体へ影響を及ぼす懸念について」「学校内でのクラスター発生時の学級休業・学校休業の基準等について」の5点が挙げられた。
- ・ 同日、市職員採用試験を実施した。内容としては、市教育相談員採用候補者の面接であった。
- ・ 同日、ランドセルカバー贈呈が行われた。下野地区交通安全協会から、市内約450名の小学校並びに義務教育学校（前期課程）への入学予定者に送られた。黄色のランドセルカバーを始め、5つの交通安全グッズを頂いた。
- ・ 2月25日、副市長による南河内小中学校内覧が行われた。なお、市長は別日に既に実施しており、市議会は3月17日に実施予定である。また、関係する4小中学校の教職員と児童生徒による内覧も行われた。
- ・ 同日、とちぎ教育賞受賞者による訪問が行われた。薬師寺小学校の芋川教諭、国分寺東小学校の近江教諭が挨拶のため来庁した。2名とも、教務主任1年目として活躍している。
- ・ 3月2日、後期第9回下都賀地区教育長部会が開催された。今年度最後の教育長部会であった。審議決定した、様々な異動案の確認を行った、
- ・ 同日、下都賀地区教育委員会連合会第3回定例会が行われた。まず、永山会長から「文部科学省教員不足調査」「知足の精神」等に係る話があり、続いて「小・中・義務教育学校職員定期異動委任事務について」ということで、「定期異動の特色」についての報告があった。続いて、今年度後期の事業報告並びに来年度の事業案についての話、学事視察のテーマ及び視察先についての協議を行った。最後に、毎年下都賀地区教育委員会連合会の予算で作成している冊子「下都賀地区学校教育の重点」の概要についての説明があ

った。

- ・ 同日、市教育委員会第2回臨時会を開催した。稲見管理主事から、市内小・中・義務教育学校職員の定期異動の概要についての説明があった。
- ・ 3月4日、人事異動結果の市長報告を行った。市内教職員定期異動の概要について、稲見管理主事と共に、市長並びに副市長に報告した。
- ・ 3月5日、薬師寺小学校閉校記念式が行われた。翌6日には吉田東小学校、13日には吉田西小学校と、閉校記念式が続いて行われた。
- ・ 3月8日、交通安全バッジ贈呈式が下野警察署にて行われた。下野警察署及び下野地区安全運転管理者協議会から、小学校1年生へと贈呈された。上三川町と下野市の教育長が代表して受け取った。
- ・ 3月9日、元南河内中学校校長への高齢者叙勲伝達式を行った。
- ・ 3月10日、国分寺中学校卒業式が行われた。卒業生とその保護者、教職員のみでの参加で行われ、在校生は各教室からリモートで参加した。この日、市内4中学校全てで卒業式が行われ、519名の生徒が卒業した。
- ・ 同日、第3回生涯学習推進協議会が開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催となった。
- ・ 同日、臨時市町教育長会議がオンラインで行われた。県教育委員会各課の説明の後、各市町の新型コロナウイルス感染症対策について情報共有を行った。
- ・ 3月11日、スクールバス運行業務委託プロポーザル選定委員会を開催し、国分寺小学校のスクールバスを取扱う業者を選定した。企画提案をした各社がプレゼンテーションを行った上で、審査をした。
- ・ 3月14日、第59回新型コロナウイルス感染症対策本部定例報告会議が行われた。市内ワクチン第3回接種の進捗状況等の報告があった。

以上の報告内容について、質疑等はあるか。(特になし)

3. 議事録署名人の選任 熊田委員及び佐間田委員を指名

4. 前回議事録の承認

(石崎教育長)

(神田教育総務課課長補佐)

前回議事録について、事務局より説明を求める。

令和3年度第11回教育委員会定例会、令和3年度第1回総合教育会議、令和3年度第2回教育委員会臨時会の議事録につ

(石崎教育長) いて、修正箇所の説明を行う。
意見等はあるか。(特になし)
議事録はこのとおり承認とする。

5. 議事

(石崎教育長) 議案第53号から第58号については、個人情報に関する案件なので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定により、非公開として進めたいと思うが、よろしいか。

(全委員異議なし)

それでは、議案第53号から第58号については、非公開として進める。

まず、議案第53号 下野市スクールガード・リーダーの委嘱について、説明を求める。

以下、非公開

(石崎教育長) 議案第53号を決定してよろしいか。(全委員承認)
議案第53号は原案どおり決定する。
続いて、議案第54号 令和4年度下野市スクールアシスタント採用候補者の承認及び任用について、説明を求める。

以下、非公開

(石崎教育長) 議案第54号を決定してよろしいか。(全委員承認)
議案第54号は原案どおり決定する。
続いて、議案第55号 令和4年度下野市教育相談員採用候補者の承認及び任用について、説明を求める。

以下、非公開

(石崎教育長) 議案第55号を決定してよろしいか。(全委員承認)
議案第55号は原案どおり決定する。
続いて、議案第56号 下野市学校運営協議会委員の任命について、説明を求める。

以下、非公開

議案第56号を決定してよろしいか。(全委員承認)
議案第56号は原案どおり決定する。
続いて、議案第57号 下野市地域学校協働活動推進員の任

用について、説明を求める。

以下、非公開

議案第57号を決定してよろしいか。(全委員承認)

議案第57号は原案どおり決定する。

続いて、議案第58号 下野市スポーツ推進委員の委嘱について、説明を求める。

以下、非公開

議案第58号を決定してよろしいか。(全委員承認)

議案第58号は原案どおり決定する。

ここで非公開を解く。

続いて、議案第59号 下野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則を廃止する規則の制定について、説明を求める。

(田澤学校教育課長)

下野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則を廃止するものである。市では平成18年に学校医等の公務災害を補償する規則が制定されたが、その後、平成24年に同様の補償が栃木県市町村総合事務組合で行われることになった。市での制度が残ったままだと補償が重複してしまうことになるため、今回、市の規則を全面的に廃止する。市の規則が廃止されることによって、補償が無くなってしまうわけではなく、今後は栃木県市町村総合事務組合での補償に一本化されることになる。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。

(永山委員)

今回廃止する規則は平成18年に制定されたとのことだが、それ以前にはこの規則と同等の学校医等の公務災害を補償する規則はあったのか。

(石崎教育長)

平成18年は市町村合併の年である。恐らく、それ以前には各町にて同様の制度があったものと思われる。

(永山委員)

平成24年に栃木県市町村総合事務組合による補償に係る規則が制定されたということだが、本来ならば平成24年に市の規則を撤廃すべきだったということか。

(田澤学校教育課長)

そのとおりである。市の規則の撤廃が遅れてしまった。

(石崎教育長)

ほかに質疑等はあるか。

(熊田委員)

つまり、重複していた期間、学校医等の公務災害に関わる案件が発生せず、この規則を使用する機会がなかったということか。

(田澤学校教育課長)

そのとおりである。

(石崎教育長)

他に質疑等はあるか。(特になし)

議案第59号を決定してよろしいか。(全委員承認)

議案第59号は原案どおり決定する。

続いて、議案第60号 下野市立小中学校管理規則の一部改正について、説明を求める。

(田澤学校教育課長)

前々回教育委員会定例会にて、義務教育学校の開校に合わせて「下野市立小中学校管理規則」を「下野市立学校管理規則」と変更する旨了承を得たが、今回は変更に係る規則がまだ施行前であるため、元の名称のまま提案する。

主な改正は、第15条の3の「共同実施組織」を「共同学校事務室」に変更した部分である。共同実施組織は、学校における事務処理を円滑に進めるため、事務職員に兼務命令を発令し、同じ中学校区内の事務手続きを相互に補い合えるような仕組みとして成立したものである。今回、上位の法律である、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、共同学校事務室を置くことができるようになった。共同学校事務室は、現行の共同実施組織よりも組織としての在り方が明確であり、組織上の事務室を作ることができる。明確な位置付けをすることによって、今まで以上に円滑に事務処理を行うことができる。法律の改正を受け、市教育委員会でも準備を進め、共同学校事務室を設置し、これまで以上に組織的に円滑な学校の事務運営を図りたいと考えている。なお、この規則は令和4年4月1日から施行する。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。

(熊田委員)

今までは各中学校区で事務の共同実施を行っていたと思うが、共同学校事務室が設置されると、市内全学校で事務の共同実施ができるようになるということか。

(田澤学校教育課長)

改正後も現在と同じく、各中学校区での対応になる。今後市内全学校に発展していく場合もあるかもしれないが、まずは各中学校区で実施していた共同実施組織を、共同学校事務室とし、運営していく。組織が明確に位置付けられるものであり、業務内容には大きな変更はない。

(熊田委員)

ゆくゆくは全てが一体化するということかと思うが、例えば、将来的に教育委員会内に共同学校事務室が設置され、専任の事務の先生がそこに常駐するということにもなるのか。

(田澤学校教育課長)

まだそこまでのイメージはしていない。これまでは、共同実施組織の制度によって、事務長や事務職員が集まり、各学校の定期監査や給与審査に関する準備等を共同で行ったり、新規採用事務職員や他市町から異動してきた事務職員に、下野市の事務手続きについて、職務をしながらのトレーニング(OJT)などを行ったりしていた。それを共同学校事務室として定め、これまで以上に明確な組織にしていくという考え方である。なお、「室」という名前は付いているものの、制度上の事務室であるため、今

のところは、どこかに物理的な部屋を設けるという予定はない。

将来的に発展していけば、市全体としての共同学校事務室ができる可能性もあるが、現在、事務の共同実施をする上で、各中学校区の共同実施組織を束ねるリーダーが既にいるため、市全体として共同実施を行う場合も形式はそこまで変わらないのではないかと考えている。権限等に関しては、また検討を進めなければならないが、今のところは、各中学校区の事務運営がスムーズに進むようにするための組織だと考えてほしい。事務運営がスムーズに進むことが、ひいては教職員の負担減にもつながると思うため、こういった制度が定着するよう進めていきたいと考えている。

(石崎教育長)

田澤学校教育課長が述べたとおり、すぐに市内学校全体の共同学校事務室ができるわけではない。しかしこの制度は、熊田委員が述べたように、ゆくゆくは市役所や学校等に事務室を設け、そこに事務職員を集め、事務を一括することを目的としたものである。この制度については、10年以上前から議論がされており、反対意見も多いものであった。事務職員減らし・予算減らしのために、事務の共同実施を行うのではないかと考えられていたためである。

学校に事務職員が配属されるのではなく、地区単位の配属とし、その地区の事務を少数の事務職員が一括して行うということを目的とし、制度が進んでいるのは間違いない。

(石嶋委員)

事務の先生が職員室にただで、学校にとっても教職員にとっても計り知れない作用がある。しかし、事務の効率化の名の下に、学校から事務の先生を減らしてしまうと、より一層学校の人手が足りなくなってしまう。効率化と言うと聞こえは良いが、また学校から人手を減らす気であるのかと感じた。

(永山委員)

先生方は、そこまで事務処理について詳しくないのではないかとと思われる。そのため、事務の先生に様々なことを聞きながら、書類の整理をしたり、学校のお金の使い方に関しても、予算の配分や購入すべきものについて、事務の先生と相談をしたりして進めているのが現状ではないか。そのような中、市役所やある学校に部屋を設けて、事務の先生を集めてしまうと、事務の先生が職員室にいない学校も出てきてしまい、先生方が事務の先生に質問するというようなことがしづらくなってしまう。インターネットでつながっているのだから、それを使って連絡を取り合えばよいという考え方もあるとは思いますが、やはり「相談しながら」「話をしながら」作業ができるというのが大事だと思う。効率化のために事を性急に進めるのはいかがなものかと一抹の不安を感じている。

(熊田委員)

今回の「共同学校事務室」という名称を見て、「室という文字

があるから、部屋を設けるのだろう」と感じたため、先ほど質問した。石嶋委員、永山委員の意見を聞き、なるほどと思った。

現在、オンライン化が進み、あらゆる面で利便性が向上している。私も仕事をする中で、紙ベースの書類や、施設によってバラバラな書式に辟易することも多い。そういった意味では、市で統一したり、事務処理をするセンターのような場所で標準化させたりといった形で、効率化がされるのは良いことだと感じる。しかし、学校に事務の先生がいないのは、学校における人手不足の観点から問題なのではないかと感じる。学校の数も減っており、事務の先生の人数も既に減ってきていると思うので、何とか上手く運用していってほしい。

(田澤学校教育課長)

今回の改正については、事務職員から「共同実施の組織を共同学校事務室として行いたい」という相談を受け、進めていたものである。確かに、将来的に——といってもかなり遠い将来になると思うのだが——事務の組織を1つにまとめるというような話題も出ている。しかし、下野市としては、学校から事務職員を減らすという方向では動いておらず、事務職員がより動きやすい制度を作ることを目指している。さらに、共同実施組織は、新規採用事務職員や異動後の事務職員の育成の部分で非常に優れているということである。現在、下野市内の事務職員は、事務長の割合が高くなっており、定年を迎える方も何名も出ている。現在の制度を最大限に活用して、今まで蓄積したノウハウや情報を次につないでいくということに焦点を当てて進めている。決して効率化だけに重きを置いているのではなく、事務職員と協力し、いかに今の事務水準を保ち、教職員のサポートをしていくか、ということを中心に据え、議論を重ねているところである。

(石崎教育長)

他に質疑等はあるか。(特になし)

議案第60号を決定してよろしいか。(全委員承認)

議案第60号は原案どおり決定する。

続いて、議案第61号 下野市就学支援委員会条例施行規則の一部改正について、説明を求める。

(田澤学校教育課長)

現在、市議会へ「下野市就学支援委員会条例」の改正について提案しているところである。これが可決されれば、今回の「下野市就学支援委員会条例施行規則」も併せて改正することとなる。

改正の内容としては、第1条中の「下野市就学支援委員会条例」を「下野市教育支援委員会条例」と変更した。これに関連して、今まで就学支援委員会と呼んでいたものを、全て教育支援委員会に修正している。更にもう一点、第2条中の「市内に在住する児童等」を、「条例第1条に規定する児童等」へと改めた。現在、市内の学校に在学しているが、市外に在住している児童等もいるため、規則内に「市内に在住する児童等」という文言が残っ

ていると、適用するのが難しい案件が生じてしまう。条例第1条には、「特別支援教育の対象となる幼児、児童及び生徒」とあり、そちらを用いることで、在住要件や通学要件は一切なく、教育支援委員会にかけることができるようになる。名称の変更と、条文上での対象児童の変更の二点が、今回の改正部分である。

就学支援委員会を教育支援委員会へと改正した理由について説明する。本市において、就学支援委員会条例施行規則を改正し、以前の呼び方であった「就学指導委員会」から「就学支援委員会」へと名称を改めたのが平成26年になるが、時を同じくして、国では「就学指導委員会」から、仮の名称として「教育支援委員会」へと改めるべきだという意見が上がっていた。市では、就学指導委員会と呼ばれていたものを、教育支援委員会という名前に急に変わってしまうと、なかなか定着が難しいのではないかという意見があり、「就学支援」とした。このような経緯で「就学支援委員会」という言葉を用いてきたが、最近の国からの文書は全て「教育支援委員会」という記載に変更されており、近隣市町でもそちらの名称を用いているため、今回、国・近隣市町と同じ組織であることを示すためにも、本市においても「教育支援委員会」という名称を用いることとした。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。

(石嶋委員)

第3条に「『栃木県就学指導委員会』を『栃木県教育支援委員会』に改める」とあるが、県では既に「教育支援委員会」に名称を変更しているのか。

(田澤学校教育課長)

そのとおりである。今回併せて改正するものである。

(石崎教育長)

他に質疑等はあるか。(特になし)

議案第61号を決定してよろしいか。(全委員承認)

議案第61号は原案どおり決定する。

続いて、協議事項に移る。

6. 協議事項

(石崎教育長)

(1) 下野市人権推進審議会委員の推薦について、説明を求める。

(上野教育総務課長)

市では「人権教育・啓発推進行動計画」を平成19年3月に策定し、次期改訂を令和4年度に控えている。また、人権推進審議会により同計画の進捗状況の検証を行い、その結果を次期計画に反映することとしている。令和4年3月31日で委員の任期2年が満了することから、このたび委員1名を推薦するよう市長から依頼があったため、推薦をお願いする。なお、会議開催回数は年5回程度、日程は調整中である。

(石崎教育長)

永山委員をお願いしてよろしいか。

(永山委員)

了承した。

(石崎教育長)

委員の皆様よろしいか。(全委員承認)

下野市人権推進審議会委員に、永山委員を教育委員会から推薦することで決定した。

続いて、報告事項に移る。

7. 報告事項

(石崎教育長)

(1) 令和4年度教育研究所要覧について、説明を求める。

(田澤学校教育課長)

令和4年度下野市教育研究所要覧について、担当の指導主事から説明を行う。

(稲葉学校教育課課長補佐)

令和4年度下野市教育研究所要覧について、掲載されている研修事業の内容を中心に説明を行う。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。

(石嶋委員)

研修の中でも、特に「希望研修」が目玉かと思われるが、参加状況はいかがか。人数を維持しているのか。それとも増加傾向にあるのか。

(稲葉学校教育課課長補佐)

私が担当する英語授業の研修「ゆうがおC A F E」については、一番多いときで1日30人程度の先生方が自主的に参加した。現在は、コンスタントに人数が維持されており、ALT1人と4、5人の先生でのグループ協議で、だいたい6グループほどが作れるような状況である。パワーアップ講座については、学校によって偏りはあったものの、新規採用から5年目くらいまでの若い先生が、新学習指導要領の理解を深めたいということで参加していた。パワーアップ講座は、年に1、2回しか開催できていないため、来年度継続してどの程度人数が集まるかが課題ではあるのだが。なお、今年度に関しては全教科の研修を実施した。

(石嶋委員)

現在、県の小学校教育研究会、中学校教育研究会が、かなり下火になっているような印象を受ける。回数が減るなど、学校を超えたつながりや担当教科ごとのまとまりのような意識が薄れてきているのではないかと思う。例えば中学校では、同じ教科であっても他の学校の教職員のことを知らないというようなこともある。中学校教育研究会が盛んであった頃は、学校を超えてのつながりができ、後に中教研で知り合った人と人事異動で同僚になる、ということもあった。また、研究授業の発表も毎年実施していたため、若手教員からベテラン教員までが全員で協議をし、授業を作り上げていく場も設けられていた。こういった機会が減ってしまうと、教員一人一人の自己流の授業ばかりになってしまうのではないかと心配に思っている。

大変だとは思いますが、パワーアップ研修などを多く実施し、学校を超えたつながりの構築や、研究授業への意識の向上を目指してほしいと思う。

- (稲葉学校教育課課長補佐) そういった点からすると、これらの研修が「自主参加」であることが懸念材料である。
- (石嶋委員) 初心者でも気兼ねなく参加することができ、参加先で仲間を見付けられるような研修を作ってほしい。
- (稲葉学校教育課課長補佐) 学校によっては、若手教員へ研修参加の声掛けをしているところもある。中身が魅力的な研修を作ることが大切かと思うので、内容の検討を重ねていきたい。
- (石嶋教育長) 他に質疑等はあるか。(特になし)
 続いて、(2) 令和4年度下野市外国語指導助手派遣者について、説明を求める。
- (田澤学校教育課長) 下野市外国人指導助手(A L T)については、今年度までは9名体制で動いていたが、南河内小中学校が開校することに伴い、全校にA L Tを常駐させるため——学校規模によっては常駐が難しい面もあり、全校というわけにはいかなかったが——令和4年度は2名増の11名体制でA L Tを派遣することとした。配布資料には、現段階で分かっている訪問校や赴任するA L Tが記載されている。説明については、担当の指導主事から行う。
- (稲葉学校教育課課長補佐) 今年配置しているA L Tは、基本的には来年度も同じ学校に配置することとした。本人が継続して同じ学校への勤務を希望していることが理由の一つである。現在4校が、配属するA L Tについて調整中である。配置するA L Tについては、現在の新型コロナウイルス感染症の状況を見ると、海外からの赴任は難しいということで、国内で調整を図っているところである。
- (石嶋教育長) 質疑等はあるか。
- (石嶋委員) 1人のA L Tが行った研究授業を、他のA L T全員で参観するというような、A L T向けの一括した研修は行っているのか。
- (稲葉学校教育課課長補佐) 今年度はA L Tの入れ替わりが激しかったため、そういった研修の機会を設けることができなかった。集団での研修の代わりに、新任のA L Tのところに、他の学校に配属されたA L Tが行って一緒に授業をするというような個別対応を行った。
 来年度以降については、学校区ごとに、1人のA L Tの研究授業を同学校区のA L T全員で見学するというような研修を企画している。
- (石嶋委員) 国際教育の観点から、色々な国の方と関わることは児童生徒にとって良い経験となる。これだけ様々な国籍の方がA L Tとして配属されており、一人一人様々な経験をしてきていると考えられるため、ぜひ配属校以外の児童生徒とも交流する機会を設けてほしい。
- (稲葉学校教育課課長補佐) 研修とはまた違った形にはなるが、1つの学校の1つの学年に、A L T全員が訪れ、丸1日学校生活を共にするという「イングリッシュデイ」という企画を考えている。希望制ではあるが、

各学校で実施ができるよう企画した。

(石嶋委員)

私は、常に働きかけを行わないと、差別や偏見はどの時代、どんな時でも生まれうるものだと考えている。せっかく様々な国籍の方々がいるので、児童生徒と関わる場を設け、差別や偏見を生まないための働きかけをしてほしい。

(石崎教育長)

他に質疑等はあるか。(特になし)

続いて、(3)図書館指定管理者との協定書の締結について、説明を求める。

(浅香生涯学習文化課長)

5年ごとの指定管理の見直しの時期を迎えたため、指定管理に係るプロポーザルを実施し、その結果選定された事業者が、今回の市議会にて承認を受けたところである。協定の内容に関しては、前回のものとはほぼ変わりはないが、前回の教育委員会定例会にて承認を受けた、南河内図書館の祝日開館及びそれに伴う職員の1名増員に関する内容が加味されており、その分、指定管理料も上昇している状況である。なお、これは令和4年4月1日から令和9年3月31日の5カ年間の協定書であり、令和4年3月18日の締結を目指している。

(石崎教育長)

他に質疑等はあるか。(特になし)

続いて、その他の連絡事項に移る。

8. その他

(石崎教育長)

(1) 令和3年度小中学校卒業記念品の状況報告について、説明を求める。

(田澤学校教育課長)

3月8日現在、卒業記念品として、古山小学校へソーラー電波クロック1台、南河内第二中学校、石橋中学校へそれぞれテント1張の寄贈を受けた旨、報告を行う。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。(特になし)

それでは、事務局から他に連絡事項はあるか。

(上野教育総務課長)

教育総務課から4点お知らせする。まず、令和4年度教育委員会主要日程についてである。本日までに修正されたものや、新たに下都賀地区の行事や、市の児童表彰の日程を含めた最新情報を掲載したものを配布した。

続いて、令和4年度関東甲信越静岡教育委員会連合会総会及び研修会(栃木大会)の開催方法についてである。今回は真岡市で開催される予定であったが、感染状況等を踏まえて書面決議での対応となる。5月上旬から中旬に理事会を、5月中旬から下旬に総会を、それぞれ書面にて決議し、併せて研修会資料の配布を検討しているそうである。

続いて、文部科学省主催の、令和4年度教育委員会関係事業の予定についてである。まず、市町村教育委員会研究協議会が、東日本第1ブロックとして、11月10日・11日に開催される。

続いて、市町村教育委員研究協議会が4回開催される。7月の第1回と9月の第2回はオンラインで開催されるそうである。

最後に、教育委員会の後援名義等の使用及び教育長賞の交付に関する事務処理要領について説明する。5月17日の委員会にて事務処理要領の承認を受け、事務を進めてきたが、前回の委員会の中で、申請の内容を慎重に審査するため、特に初めての申請については申込期限を早めに設定すべきであるという意見を頂いた。事務局で検討した結果、事務処理要領を、現行の「事業の開始1カ月前までに提出する。また、初めて申請する場合は、事業開始日の1カ月前以前で、直近の教育委員会開催予定日の14日前までに提出する」から「事業開催日の前月の1日までに申請書等を教育委員会に提出する。また、初めて申請する場合は、事業開催月の前々月の1日までに申請書等を教育委員会に提出する」へと改正する。この改正により、申請者が参加募集チラシ等を作成する前に、教育委員会の名義使用等の可否が決定されることとなり、双方にとってメリットがあると考えている。改正後は、ホームページ等で周知を図っていく予定である。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。

(熊田委員)

今回新しく配布された「令和4年度教育委員会主要日程」についてである。前回配布のものとの変更部分は、学校教育課行事「教職員全体研修会」が8月4日(木)から8月2日(火)になった点と、生涯学習文化課行事「下都賀地区人権フォーラム」が5月下旬から6月10日(金)になった点と、5月の教育総務課行事「関東甲信越静教育委員会連合会」が書面開催になった点の3つでよろしいか。

また、「5月以降の定例教育委員会の日程は未確定です」との記載があるが、まだ確定していないのか。

(上野教育総務課長)

定例教育委員会に関しては、庁舎内の各種会議、行事と重ならない日程を設けた形であり、ほぼ確定した日程であると考えてほしい。

(石崎教育長)

前回からの変更点は、熊田委員が述べた3点でよろしいか。

(上野教育総務課長)

熊田委員が述べたとおりである。

(石崎教育長)

他に質疑等はあるか。(特になし)

他に連絡事項はあるか。

(田澤学校教育課長)

3月11日現在の令和4年度の県立高校入試の合格内定状況及び適応指導教室在籍生徒の進路について、報告を行う。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。(特になし)

他に連絡事項はあるか。

(浅香生涯学習文化課長)

市民芸術文化祭の代替事業であるアルバムとDVDが出来上がったため、本日配布した。新型コロナウイルス感染症の影響により、例年のような市民芸術文化祭を実施することができない

状況だったため、収録と撮影にて実施したものである。

また、3月20日開催の天平の桜歌会（おうかえ）のチラシも刷り上がったため、配布した。プログラムについては、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、1件が中止となった。

最後に、石橋公民館の現在の状況について報告する。石橋公民館は、昭和40年に建築された建物であり、非常に老朽化が進行している。そのため、2月10日の降雪により雨漏りが発生してしまい、それに伴う漏電も起こった。現在は、2階の3部屋を閉鎖している状況である。この3部屋を使用しているサークルには、他の部屋の代用、市内別公民館やスポーツ交流館での活動をお願いしており、今のところ支障なく活動できているとのことである。

石橋公民館については、屋上の老朽化が特に進んでいるため、ブルーシートを張って応急処置をしている。幸い、2月10日以降、降雨量の多い日がなかったため、雨漏りは発生していない状況である。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。

(石嶋委員)

天平の桜歌会は10時に開会とのことだが、開会式は設けないということによろしいか。

(浅香生涯学習文化課長)

そのとおりである。開会式及び閉会式は設けていない。パンフレットの裏面にタイムテーブルを掲載しているが、密を回避するために、屋外会場である天平の丘公園全体を使い、様々な発表を行う形になっている。

(石嶋委員)

こちらに参加する場合は、パーキングエリアに車を止め、自由に散策をすれば良いのか。

(浅香生涯学習文化課長)

そのとおりである。タイムテーブルを確認して、目的のパフォーマンスの時間にいらっしゃればと思う。また、公園内を散策中にオーケストラや合唱等の音が聞こえてきたら、そちらへ出かける、という形も良いかと思う。

(石崎教育長)

タイムテーブルを見ると、10時から14時までが開催時間であり、お昼を挟むようであるが、会場でどこか昼食をとる場所はあるのか。

(浅香生涯学習文化課長)

天平の桜歌会においては、飲食物の提供はない。そのため、昼食については、天平の丘公園の10 picnic tablesにてとってもらう形になる。

(石崎教育長)

弁当の持込みは可能か。

(浅香生涯学習文化課長)

もちろん可能である。

(石崎教育長)

他に質疑等はあるか。

他に連絡事項はあるか。

それでは、教育委員の皆様から何か連絡事項等はあるか。

(佐間田委員)

先月、上三川町にて「ORIGAMI フェスティバル」が開催

された。どのような内容なのかと興味を持ち、行ってみたところ、折り紙作家の作品展示や、各小中学校の作品展示などが行われていた。会場は上三川町立図書館だったのだが、その会場内の経路が工夫されており、素晴らしいと感じたため、共有する。

経路としては、公民館のホールから入り、図書館内を通過して出口まで行くという一方通行のものであった。必ず図書館を通過して帰らなければならないのである。この「図書館の中を通過」ということが、子どもたちの「本を借りるきっかけ」になっているように感じた。事実、私の子どもも「せっかくだから本を借りていこうか」と口にしていたのである。このイベントは、小中学生の発表機会になっていたため、保護者の方と子どもたちが多く参加していた。そういった方々がイベントに訪れ、図書館の中を通過し、本を借りていくという流れが素晴らしいと感じた。

昨年、私の子どもの学校では、校舎での文化祭ができなかったため、公民館を使って文化祭を行った。公民館だとそこで完結してしまうが、図書館での開催であれば、いわゆる「本離れ」「読書離れ」の子どもたちを自然に読書活動へ誘導できるのではないかと感じた。最初にきっかけを作ってしまうと、本を借りて読む、読み終わったらその本を返してまた別の本を借りる、という流れができるため、読書活動が推進されると思う。ぜひそういった、作品展示・発表の場としての図書館の運用も考えてほしい。

(石崎教育長)
(浅香生涯学習文化課長)
(石崎教育長)

生涯学習文化課にて検討をしていくよう求める。

了承した。

他に連絡事項等はあるか。(特になし)

それでは、以上でよろしいか。(全委員承認)

次回の教育委員会は、4月19日(火)午後1時30分からの予定とする。

本日の議事日程は全て終了した旨を告げ、午後3時45分閉会。

議事録作成者

議事録署名人

議事録署名人